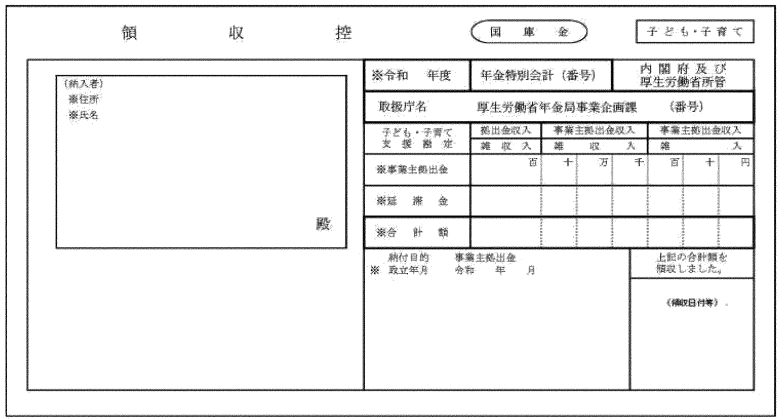
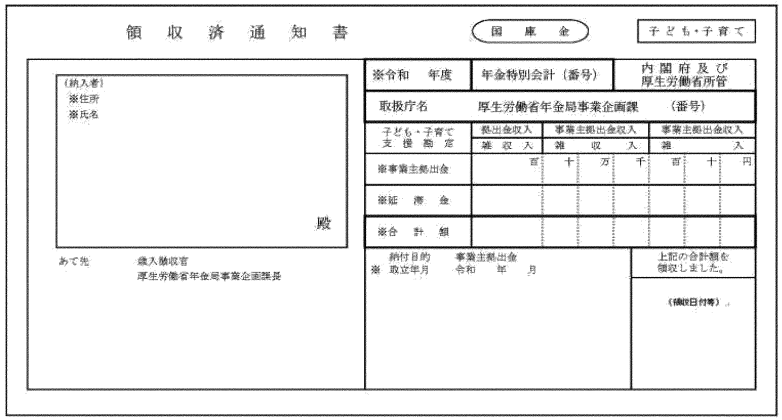
（第２片）

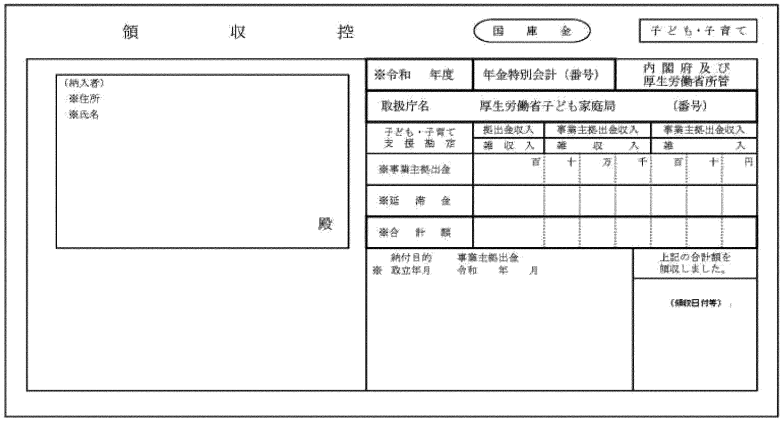



（第３片）

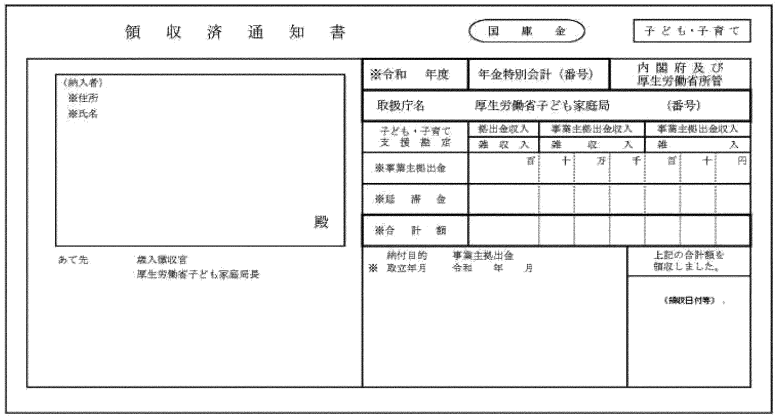



備考　１　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
２　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。
３　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。
４　年度、納入者及び金額の欄は、納入者において記入させること。
５　※印が付されている事項及び金額は、裏面塗装カーボンによる複写により記入すること。
６　年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明瞭に記入すること。
７　用紙の下辺は青色で着色すること。
８　住所氏名欄は、左端から２cm、上端から0.9cmを超える部分に縦4.5cm、横８cmの大きさで設けること。
９　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

（第２片）




（第３片）




備考　１　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
２　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。
３　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。
４　年度、納入者及び金額の欄は、納入者において記入させること。
５　※印が付されている事項及び金額は、裏面塗装カーボンによる複写により記入すること。
６　年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明瞭に記入すること。
７　用紙の下辺は青色で着色すること。
８　住所氏名欄は、左端から２cm、上端から0.9cmを超える部分に縦4.5cm、横８cmの大きさで設けること。
９　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

附　則

２１　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

２２　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。